

○昭和四十二年大蔵省告示第七十号（印紙税法施行令第二十二條第十二号の規定に基づき、コール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件）

〔昭和四十二年六月一日  
大蔵省告示第七十号〕

印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十号）第二十二條第十二号の規定に基づき、コール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行なう者を次のように指定し、コール資金の貸付け又は其の貸借の媒介を業として行なう者を指定する件（昭和三十一年四月大蔵省告示第六十五号）は、廃止する。

会 社 名 本店所在地

上田八木短資株式会社 大阪市中央区高麗橋二丁目四番二号

東京短資株式会社 東京都中央区日本橋室町四丁目四番十号

セントラル短資株式会社 東京都中央区日本橋本石町三丁目三番十四号